

エ．通学路片側の団地植栽による壁の形成（回避行動の制限＝Point4）

小学校側からみて右手側（以下、右手側）に目を転じて注目する。

先に述べた様に、左手側にも、団地街が造成されている。この団地街は、左手側と異なり、通学路と高低の差の内容ほぼ同じレベルに整地され、より通学路に接近して建てられている。

そのため、この団地住棟のプライバシー保護と外周の街路との境界を明示するため丈の高い樹木の植栽が直線状に隙間無く密植されている（写真7）。

これによって、上記の植栽による団地住棟へのプライバシーの確保という初期の目的は達成されたか知れないが、それによって、外周の街路環境との交流は遮断され、樹木による厚い壁が出現してしまっている。

稠密な植栽の壁が、通学路を利用する、特に小学校の行き帰りに利用する犯罪弱者である低年齢児童への不審者の急な接近に対し、この右側に回避行動を取る空間的余裕を与えなくしてしまっているのを見て取ることができる。むしろ、この植栽は、通学路側からの回避行動を拒否してしまっている。

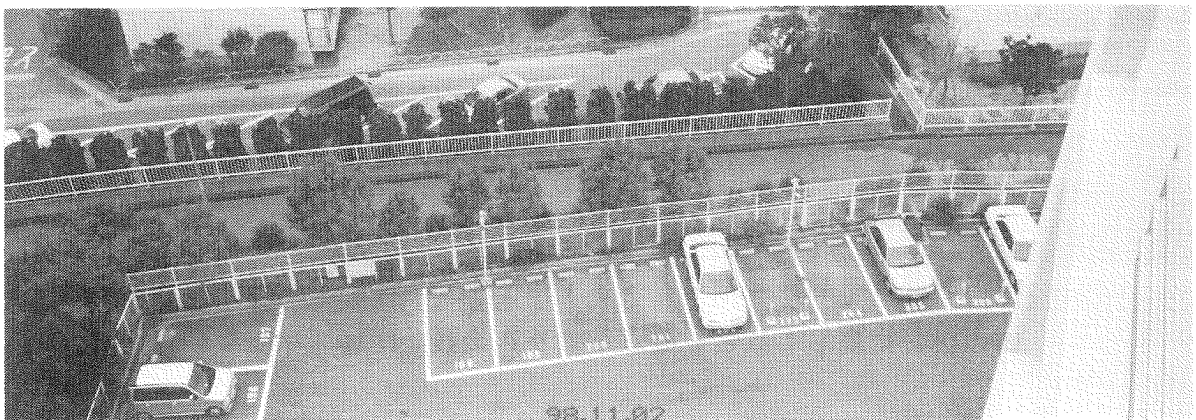


写真7 （上方）直線状に通学路に向かって植えられた植栽の列。

そして注目されるのが、この植栽の列を支えコンクリートの基部である。山の斜面を堀削する様にして造成された通学路であるため、植栽の基部はコンクリートによって頑丈に強化されている（写真4参照）。

そのため、通学路側から見ると、小学校の低中学年の児童の胸の丈ほどが固い石の壁となって続いている感じとなり、背の低い児童にとっては、回避行動を全く拒絶する様相を呈している。さらに注意してみると、このコンクリートの基部の上に、鉄柵が設けられ、通学路からの回避行動を一層強く否定する状況を醸している。

最終的に、植栽－鉄柵－コンクリート基部が三層となって、通学路側からこの団地街への回避行動を拒絶し、たとえば、それが通学路側での今回事件の発生を容易にさせた一つの要因となってしまったのではないかと考えられる。積極的な原因でなくとも、加害少年が、この地点を選択し犯行を実行した理由として、被害少女が居たということもあるであろうが、瞬間的に「ここでは（誰からも未咎められず、追跡もされず）容易に犯行が実行できる」という判断があったとしても不思議ではない空間構成となっている。

団地造成に際し、団地の環境確保しか検討されずに、周囲環境との釣り合い、調和、さらには通学路への設計的配慮が無視された結果が、この様な状況を産み出したと考えられる。この団地の中には、たとえば小学校の児童といえども逃げ込むな、だ。

本事件現場で事件に遭遇した女兒は、この団地居住の児童ではなかった。しかし、団地街には、当然、多くの犯罪弱者、子供や老人、女性が居住する。こうした弱者は、当然、団地街内だけで居住するのではなく、絶え間無く、団地街の外部と接触し生活している。

団地街の造成に際しては、自己の街区内だけではなく、その周辺との接触部分＝境界部分での安全確保は重要な課題であり、今後の団地街の設計に際しては、その点が盛り込まれなければならない。